

(27. 2. 12)

「道路の利活用促進のための規制緩和」について

株式会社まちづくりカンパニー・シープネットワーク代表取締役
西郷真理子

地域再生（創生）には、地域の風土のもとで育まれてきたライフスタイルぐるみで地域外の消費者を惹き付け、地域経済の成長を主導する基礎的産業に育てる必要がある。その前提として、域内における需要と供給を満たし、自立的に経済を循環させることはもとより、地域の人々がその産業に主体的に関わり、ライフスタイルの一環として根付かせることで、物理的な商品価値に留まらず、地域に思いを馳せる付加価値を生み出し、その価値を地域の人々との交流を通じて発信していくことが重要である。

そのためには、産業と地域社会、生活が密接に関連している必要があり、その中心となるべきエリアにおいて、地域で付加価値を創造できる環境、すなわち交流、発信の場を作ることが求められている。

都市には、その都市のメインストリート（へそ）となる道路があるが、そこが上記の地域のライフスタイルのショーケースとなり、賑わいと活力を創造する必要がある。道路は、自動車を中心とした交通目的だけでなく、地域交流・賑わいを創出する場として、さらには経済成長の場として捉えうる。これを実現するためには、道路上の空間利用をさらに進めるべきであり、以下の規制改革が必要と考える。

1. 道路における行為等の制限の緩和

(1) 道路占用・道路使用に係る運用の柔軟化

- ・地域活性化に資する空間としての道路の利用に係る道路占用・道路使用の許可について、ある地域では許されることが別の地域では認められない場合がある。（イベント時に許可される行為など）より認められるようにすべきである。

(2) 交通機能との調和のあり方の見直し

- ・地域活性化に資するイベント等においても、交通（移動・運搬）が優先され、交流・賑わい創出が阻害される場合が見受けられる。

2. 道路上部空間利用のための規制改革，道路上の構造物に関する規定の合理化

(1) 道路の立体的利用に関する規定の見直し

- ・道路上部の空間を広場のように利用したい。

(2) アーケードに対する規定、建築基準法上の解釈の明確化

- ・アーケードの構造規定により、美しいアーケードを作ることを阻害している。
- ・店舗をセットバックして歩行者空間としたことで、アーケードが民地に跨り、店舗の増築として建築確認申請が必要と解された。

3. 考え方の整理・見直し

(1) 地域が指定したメインストリート（へそ）における運用柔軟化と安全・安心確保

道路の交通機能を踏まえれば、道路全般において運用の柔軟化をすべきではなく、例えば、以下要件（※注1）を満たすメインストリート（へそ）を地域が指定し、地域が主体となって管理する場合（※注2）においては、その道路における道路占用許可・道路使用許可の手続きを不要とする又は、届け出制にする等とし、地域がメインストリート（へそ）を利用した地域活性化に積極的に取り組むことを支援すべきではないか。

(注1)

(規模) 最大 500 メートル以内。歩いて移動できる範囲。

(位置) 歴史的な経過を含め、コア（へそ）に相応しい位置にあること。

(民間) 民間投資を呼込むスキームが構築され、持続可能な成長が見込めること。

(主体) 住民及び自治体にその地区をメインストリートとして活性化していく意思があり、現にそれを担う事業・管理主体（住民によるまちづくり会社等）が形成されていること。

(注2) 実施主体を限定した安全確保のあり方

ア) 自治体が認める主体に対する委任

- ・自治体が認めるエリアマネジメント主体が地域活性化を目的として実施する活動においては、基本的に当該主体に運営（安全管理等も含む）を委任できないか。

イ) 補償の仕組みの確立（警察の免責含む）

- ・その際 当該地域の合意を前提に、万が一の事故等に対する補償の仕組みを構築できないか。

(2) 道路が果たす役割，機能

現行の道路は交通機能や公共性を重視するあまり、賑わい空間など、経済的な効果も含めた道路の空間機能についての視点が不十分である。人口減少という背景も踏まえ、改めて道路の持つ多様な機能に対する考え方を整理すべきではないか。

上記1. 2を運用上の解釈において認めることにとどまらず、社会情勢を踏まえて、そもそも道路が果たす役割、機能について見直すべきではないか。

以上